

令和 5 年

和光市議会議員政治倫理審査会記録

令和 5 年 9 月 5 日
(第 3 回)

和 光 市 議 会

和光市議会議員政治倫理審査会記録（第3回）

◇開会日時 令和5年9月5日（火曜日）
午前 10時00分 開会 午前 10時21分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席委員

会 長	吉 田 武 司 議員	副 会 長	岩 澤 侑 生 議員
委 員	吉 田 活 世 議員	委 員	齋 藤 幸 子 議員
委 員	渡 邊 竜 幸 議員	委 員	片 山 義 久 議員

◇欠席委員 鎌 田 泰 春 議員

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課統括主査	高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

弁護士からの回答について

今後の審査会の進め方について

- ・請求者へのヒアリングについて

午前 10時00分 開会

○吉田武司会長 ただいまから、和光市議会議員政治倫理審査会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、鎌田委員は体調不良により欠席届が出ています旨、報告をいたします。

本日の案件は、弁護士からの回答について、今後の審査会の進め方についてとして、請求者へのヒアリングについてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、弁護士からの回答についてです。

前回の審査会において、各委員から挙げていただいた、弁護士への確認事項について、弁護士から回答をいただきましたので、回答を副会長に朗読させます。

〔副会長 弁護士の回答朗読－添付資料参照－〕

○吉田武司会長 弁護士からの回答は以上です。

次に進みます。

今後の審査会の進め方についてとして、請求者へのヒアリングについてを議題とします。

ただいま弁護士からの回答をお伝えしましたが、今後の審査会の進め方として、違反の疑いがあると認められる者や、請求者等への事情聴取について、御意見願います。

片山委員。

○片山義久委員 まずは、この請求者に来ていただいて説明をしていただくのが最初に必要ではないかなと思います。その内容によってその後、この議員等に行うヒアリング等の内容が変わってくる可能性がありますので、まずはこの請求者からの説明をお願いしたいと思っております。

○吉田武司会長 齋藤委員。

○齋藤幸子委員 私も、請求者にまずは来て説明をしていただいて、という流れが大事であると考えております。

○吉田武司会長 渡邊委員。

○渡邊竜幸委員 私も、請求者からの話をまず聞くことが今回の調査の大切な柱になると思いますので、ぜひ一番初めに請求者の話を聞きたいと思っております。

○吉田武司会長 吉田活世委員。

○吉田活世委員 私も、今までの意見に同意いたします。

○吉田武司会長 片山委員。

○片山義久委員 請求者へ説明を求める場合は、この弁護士からの回答にもあるように、秘密会の内容がこの請求者自身に漏れてしまう可能性もありますので、そこについてしっかりと何らかの署名をとるなどの対策をとったほうが良いのではないかと考えます。

○吉田武司会長 他にございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

他にございませんので、それでは請求者への事情聴取を行うということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

請求者への事情聴取の日程についてはいかがいたしましょうか。

事務局から日程について、御提案があればお願いいたします。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 日程につきましては、9月21日、木曜日、午後2時からでどうかと考えます。

○吉田武司会長 今事務局から、9月21日、木曜日、午後2時からでどうかという提案がございました。9月定例会中で皆さん大変忙しいと思いますけれども、この日程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、請求者への事情聴取については、9月21日、木曜日、午後2時から行うこととしたいと思います。事務局におかれましては、請求者に早急にご案内をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

渡邊委員。

○渡邊竜幸委員 日程についての確認ですが、21日に請求者に来てもらうというふうには決まりましたが、もし、請求者の都合が悪くなった場合の対応の仕方というのも一つ検討しておいたほうが良いのではないかと思うのですが、皆さんどう考えますか。

○吉田武司会長 今、渡邊委員から21日と請求者へ案内をしたところ、都合がつかなかった場合にどうするかという御意見がございました。

このことについては、これまで陳情書、請願書などを出していただいた場合、大体2週間程度で説明者をお呼びしていますので、こちらの事務的なところでは問題はないと考えていますので、もし請求者が来れない場合は、文書で回答していただいて、その文書を確認して、何か問題があったり直接ヒアリングしたいということであれば改めて日程を設けて、請求者を呼んでヒアリングするというものも考えられますけれども、そのようなところでよろしいでしょうか。

渡邊委員。

○渡邊竜幸委員 会長、説明ありがとうございます。私は今聞いた話の流れで良いと思いますので、このまま進めていただければと思います。

○吉田武司会長 そのようになった時には、日程がかなり変更になってくること、また聴取もできなくなるということも考えられますけれども、なるべく21日に来ていただければと思いますので、来れない場合はそのような対応をしていければと思いますので、そのようなことでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

なお、先ほど片山委員からありました秘密漏洩のところについてですが、そのことについても、21日までに正副会長、事務局と弁護士とで御相談をさせていただいて、その秘密漏洩の部分については対応させていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんのでそのようにいたします。

なお、請求者への質問事項については、秘密会に関することもあることから、この場で協議は行わず、各委員から質問事項を提出していただき、正副会長でまとめていきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

正副会長でまとめましたら、各委員に共有いたしますけれども、これは秘密会に関わることになるかと思いますので、文書の取り扱いには十分お気を付けいただきたいと思います。また、請求者への事情聴取については、弁護士からの助言もあったように秘密会の内容に触れる恐れがあることから、和光市議会議員政治倫理条例第8条第4項に基づき、公開することに支障があるため、冒頭を除き非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、請求者以外の方に対する事情聴取についてですが、弁護士から回答をいただきましたとおり、違反の疑いがあると認められる者のうち、現職議員については条例第9条第2項の当該議員として、元議員、松本前市長及び事務局についてはその他関係者として、まずは文書で事情聴取を行い、回答の内容により、必要に応じて文書以外の方法で事情聴取を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、現職議員、元議員、松本前市長及び事務局に対しての具体的な質問事項については、秘密会に関することもあることから、この場で協議は行わず、各委員から質問事項を提出していただき、正副会長でまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

正副会長でまとめましたら、各委員に共有いたします。このことについても、秘密会に触れる恐れがありますので、文書の取扱いには十分お気をつけいただきたいと思います。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日の記録及び公開資料等については会長に一任願います。

以上で、和光市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10時21分 閉会

会 長 吉 田 武 司